

令和8年3月19日

変 更 公 告

分任契約担当官代理  
自衛隊群馬地方協力本部副本部長 裏出 貴信

公告番号第9号（8. 3. 18）「募集用携帯端末通信役務」について仕様書を変更する。

問い合わせ先：群馬県前橋市南町3丁目64-12  
自衛隊群馬地方協力本部 総務課 会計班 担当：早野  
仕様書関係 同上 募集課 計画班 担当：町田  
電話027-221-4471 FAX027-221-4473

## 自衛隊群馬地方協力本部仕様書

物品番号		仕様書番号	
データ通信端末通信役務 (スマートフォン)		作成	令和8年3月17日
		変更	
		作成部課	募集課

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

本仕様書は自衛隊群馬地方協力本部において、広報官が募集活動で使用する携帯端末（スマートフォン）リース又はレンタル27台及びその通信料について適用する。

## 2 役務に関する要求

## 2.1 役務の内容

- a) 契約期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- b) 使用エリア  
群馬県内出の人口カバー率がほぼ100%であること。群馬県内で通話難が頻繁に生起する場合にはエリアの向上に努めること。
- c) 端末の電源オフ時及び圏外時における機能留守番電話サービスに繋がり、メッセージを録音できること。
- d) 通話明細  
通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、端末毎の通話料明細書及びパケット通信料明細書を添付すること。
- e) 通話・通信プラン等
  - 1) 通話・通信料は、固定電話、携帯電話等、発信先に関わらず、毎月800分以上の通信料等を含み毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供サービス料は別途請求できるものとする。  
LTE4Gにて接続し、パケット通信量に5Gプランであること。
  - 2) 県外エリアの際、衛星通信等に切り替わり、通信が可能であること。
- f) 携帯端末のレンタル  
携帯端末はレンタルにて提供されるものとし、その代金は通話及び通信の料金と共に合算して請求するものとする。
- g) 携帯端末の形状及び機能等
  - 1) 発売日は2018年以降で同一機種とし、色はブラック・シルバー・ホワイトのいずれかとする。
  - 2) ディスプレイサイズは5～6インチ程度とする。
  - 3) 1,000万画素以上のカメラを有すること。
  - 4) 連続待受時間は600時間以上であること。
  - 5) OSはAndroid8.1以上であること。
  - 6) 防水はIPX5/1PX7相当、防塵はIP5X相当の機能を有すること。
  - 7) GPS、Wi-Fi、ジオタグ、E-mail機能を有すること。
- h) ウィルス対策  
最新のウィルス対策がなされ、更新のできるもの。

## 2.2 その他

- a) 請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またはそれに準じた情報セキュリティ態勢が整っていること。
- b) 本件で使用する通信ネットワークが契約期間内24時間で監視・運用されていること。
- c) 紛失時等に遠距離操作でロックを行い使用不可にできること。

## 3 品質保証

契約担当官の定める検査実施要領に基づき、受領検査を実施する。

## 4 出荷条件

- a) 包装  
携帯端末に通信・通話・セキュリティの設定等を実施し、キッティング作業を実施し、端末を一つずつ適宜梱包すること。
- b) 包装の表示  
包装にはそれぞれの電話番号又はメールアドレスを表示すること。

## 5 その他の指示

- a) 附属品・予備品  
標準とする。ただし、SDカード等の外部記憶媒体が添付されていないこと。
- b) 秘密保全・安全管理  
本契約を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。また、他の目的に転用しないこと。
- c) その他
  - 1) 法令及び各社が定める提供基準に従って災害時優先電話として使用できること。
  - 2) 各種保守サービスが確立され、契約相手方は営業時間内に故障の連絡を受けた場合には、その都度、速やかに代替機等の対応及び修理等を実施し、官側の過失が無ければ契約相手側の負担とする。
  - 3) 番号ポータビリティを利用し、現在使用中の電話番号を引き継いで、令和8年4月1日午前0時から使用可能であること。なお、新規業者と契約する場合も、前業者との契約を途中で解約することがなく且つ違約金等の発生は一切無く対応可能であること。
  - 4) 携帯端末の数量、プラン等の変更については、違約金等の発生無く対応可能であること。
  - 5) 製品の更新及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は明示がない場合は契約担当官と協議のうえ内容を確認すること。

## 自衛隊群馬地方協力本部仕様書

物品番号		仕様書番号	
データ通信端末通信役務 (スマートフォン)		作成	令和8年3月17日
		変更	
		作成部課	募集課

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

本仕様書は自衛隊群馬地方協力本部において、募集活動で使用する携帯端末（スマートフォン）7台及びその通信料について適用する。

## 2 役務に関する要求

## 2.1 役務の内容

- a) 契約期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- b) 使用エリア  
群馬県内出の人口カバー率がほぼ100%であること。群馬県内で通話難が頻繁に生起する場合にはエリアの向上に努めること。
- c) 端末の電源オフ時及び圏外時における機能  
留守番電話サービスに繋がり、メッセージを録音できること。
- d) 通話明細  
通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、端末毎の通話料明細書及びパケット通信料明細書を添付すること。
- e) 通話・通信プラン等
  - 1) 通話・通信料は、固定電話、携帯電話等、発信先に関わらず、毎月800分以上の通信料等を含み毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供サービス料は別途請求できるものとする。  
LTE4Gにて接続し、パケット通信量に5Gプランであること。
  - 2) 県外エリアの際、衛星通信等に切り替わり、通信が可能であること。
- f) 携帯端末のレンタル  
携帯端末はレンタルにて提供されるものとし、その代金は通話及び通信の料金と共に合算して請求するものとする。
- g) 携帯端末の形状及び機能等
  - 1) 発売日は2018年以降で同一機種とし、色はブラック・シルバー・ホワイトのいずれかとする。
  - 2) ディスプレイサイズは5～6インチ程度とする。
  - 3) 1,000万画素以上のカメラを有すること。
  - 4) 連続待受時間は600時間以上であること。
  - 5) OSはAndroid8.1以上であること。
  - 6) 防水はIPX5/1PX7相当、防塵はIP5X相当の機能を有すること。
  - 7) GPS、Wi-Fi、ジオタグ、E-mail機能を有すること。
- h) ウィルス対策  
最新のウィルス対策がなされ、更新のできるもの。

## 2.2 その他

- a) 請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC 27001認定を取得しているか、またはそれに準じた情報セキュリティ態勢が整っていること。
- b) 本件で使用する通信ネットワークが契約期間内24時間で監視・運用されていること。
- c) 紛失時等に遠距離操作でロックを行い使用不可にできること。

## 3 品質保証

契約担当官の定める検査実施要領に基づき、受領検査を実施する。

## 4 出荷条件

- a) 包装  
携帯端末に通信・通話・セキュリティの設定等を実施し、キitting作業を実施し、端末を一つずつ適宜梱包すること。
- b) 包装の表示  
包装にはそれぞれの電話番号又はメールアドレスを表示すること。

## 5 その他の指示

- a) 附属品・予備品  
標準とする。ただし、SDカード等の外部記憶媒体が添付されていないこと。
- b) 秘密保全・安全管理  
本契約を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。また、他の目的に転用しないこと。
- c) その他
  - 1) 法令及び各社が定める提供基準に従って災害時優先電話として使用できること。
  - 2) 各種保守サービスが確立され、契約相手方は営業時間内に故障の連絡を受けた場合には、その都度、速やかに代替機等の対応及び修理等を実施し、官側の過失が無ければ契約相手側の負担とする。
  - 3) 番号ポータビリティを利用し、現在使用中の電話番号を引き継いで、令和8年4月1日午前0時から使用可能であること。なお、新規業者と契約する場合も、前業者との契約を途中で解約することがなく且つ違約金等の発生は一切無く対応可能であること。
  - 4) 携帯端末の数量、プラン等の変更については、違約金等の発生無く対応可能であること。
  - 5) 製品の更新及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は明示がない場合は契約担当官と協議のうえ内容を確認すること。